



長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）へのご意見を募集します

本年度末で課税期間が終了する長野県森林づくり県民税について、令和5年度以降のあり方を「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」としてまとめましたので、広く県民の皆様のご意見を募集します。

1 県民意見を公募する案件

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」に対するご意見

2 募集期間

令和4年9月22日（木）から令和4年10月21日（金）まで

3 基本方針（案）の閲覧方法

下記のURLからご覧いただけます。また、林務部森林政策課、行政情報センター、各地域振興局林務課及び行政情報コーナーでもご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/shinrin/publiccomment/shinrinzei.html>

4 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により林務部森林政策課まで提出してください。

【電子メール】mori@pref.nagano.lg.jp

【郵送】〒380-8570（住所の記載は不要です）
長野県 林務部 森林政策課あて

【FAX】026-234-0330

※電話及び口頭でのご意見は受け付けられませんのでご了承ください。

5 その他

- ご意見をお寄せいただくに当たって、氏名等の記載は必ずしも必要ではありません。また、個人情報につきましては、今回の意見募集の目的以外には使用しません。
- いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんが、ご意見の内容と県の考え方を後日、一括して県のホームページで公表する予定ですので、ご了承ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウィルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

林務部 森林政策課 企画係

（課長）柳原 健（担当）武井 量宏

電話：026-235-7261（直通）

026-232-0111（代表）内線 3223

FAX：026-234-0330

E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）【概要】

○ これまでの森林税の取組

- 平成 20 年度からの 15 年間で防災・減災のための里山の間伐 34,000ha 余を実施。
(第 3 期末（R4 年度末）には約 1,500ha が残る見込み)
- 里山整備利用地域が 100 地域を超えるなど、地域住民が森林を管理・利用する仕組みが県内各地で進展
- 第 3 期から使途を拡大し以下の取組を実施
 - ・県民生活に密着したライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備
 - ・多様なニーズに応える森林利活用として、やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の森林景観整備 など

○ 森林を巡る現状と課題、今後の方向性

- 2050 年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林の役割は大変重要。また、森林整備を進め、生産される木材を適切に利用することが、森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る上で、併せて求められている。
- 本県の民有林人工林は約 8 割が 50 年生を超え、育てる時代から利用の時代を迎えており、利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、再造林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくことが必要
- 地方回帰の動きや生活様式の変化などに伴う多様な働き方の増加も考慮した林業人材の確保育成や、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくり、まちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。
- 以上の状況を踏まえ、森林づくり県民税を継続した場合、次の観点から進めるべき取組を整理

1 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- ・2050 ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林を若い森林に更新する再造林を加速化
(植林と初期保育に必要な経費を全額補助)
- ・防災・減災のために整備が必要な里山の間伐について、引き続きその整備を支援

2 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- ・地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや整備等を支援
- ・多くの方が利用する施設等について木造・木質化を推進
- ・学校林や「信州やまほいく認定園」におけるフィールド整備を支援
- ・まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進

3 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

- ・企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援
- ・森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援

4 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

第3期まで実施していた市町村毎の定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援（支援内容：ライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等伐採、観光地の景観や緩衝帯の整備、病害虫被害対策）

○ 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

- 森林環境譲与税は、令和元年度から国から市町村へ譲与が開始。市町村では、法律に基づき森林整備など地域の実情を踏まえた施策に活用
- 森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町村がそれぞれの役割に応じ、また、適切に連携しながら施策を推進することが重要。森林税の検討にあたり、両税の活用施策に係る基本的な視点を次のとおり整理

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
<ul style="list-style-type: none">・全県または広域で政策的、モデル的に推進する施策・県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策・森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策	<p>（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって）</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の個別課題に対応した施策・森林整備の促進を主眼とする施策

※上記の記載については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするため整理したものであり、森林環境譲与税の使途については「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に規定されている

○ 今後の森林税のあり方

- 森林に関する取組の緊急性や重要性、森林環境譲与税など他財源との整理、「みんなで支える森林づくり県民会議」におけるご意見などを考慮し、森林税については継続することとし、上記事業を実施した場合の必要額等について精査・検討の上、本基本方針案では以下のとおりとすることが適当と整理

[課税期間] 令和5年4月1日から5年間

[税率] 個人県民税：年額500円、法人県民税：均等割額の5%
(県民税均等割の超過課税方式)

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」に対する意見

ご意見

お名前

電話番号

メールアドレス

※ お名前、連絡先（電話番号、メールアドレス）は、ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えない範囲でご記入ください（必ずしも記載の必要はありません。また、いただいた個人情報は他の目的には一切使用しません）。

※ ご意見をいただいた皆さんに対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

○ ご意見をお受けする期間 令和4年9月22日（木）～10月21日（金）

長野県 林務部 森林政策課 企画係

【記入票送付先】郵 送 〒380-8570（県庁専用番号・住所記載不要）

FAX 026-234-0330

E-mail mori@pref.nagano.lg.jp

【問い合わせ先】TEL 026-235-7261（直通）